

千葉県熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q&A

質問 (Q)	回答 (A)
<b>対象期間について</b>	
対象期間について、具体的にはどの期間を指すか。	<p>対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間とし、実際に現場作業を伴う着手から完了までの期間としています。</p> <p>ただし、現場作業を伴う後片付けが工期末の20日を超える場合など、変更契約手続き上、対象期間とする事が困難な場合は、工期末の20日前を工事完成日とします。</p> <p>なお、工期延期した場合についても、工期末の20日前を工事完成日とします。</p>
対象期間算定にあたり、休工日は対象期間に含まないのか。	<p>対象期間については、休工日を含めて算出してください。</p> <p>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は工期に含みません。</p>
<b>真夏日について</b>	
対象期間中の真夏日は、日最高気温と暑さ指数のどちらを使えばよいか。	<p>どちらか一方でも「真夏日」の基準以上となった場合は、真夏日として計上してください。</p>
日最高気温はどのように把握するのか？	<p>気象庁のホームページで確認できます。</p> <p>URL  <a href="https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php">https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php</a></p> <p>上記にアクセス後、地点の選択で「千葉県」-「千葉」を選択します。</p> <p>年月日の選択で「対象年」-「対象月」を選択します。</p> <p>「○年○月の日ごとの値を表示」を選択することで、日ごとの最高気温を確認できます。</p>

千葉県熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q&A

質問 (Q)	回答 (A)
暑さ指数 (WBGT) はどのように把握するのか？	<p>環境省熱中症予防情報サイトのホームページで確認できます。</p> <p>URL <a href="http://www.wbgt.env.go.jp/">http://www.wbgt.env.go.jp/</a></p> <p>上記にアクセス後、地点を選択より「関東地方」-「千葉」-「千葉」を選択します。</p> <p>検索したい月を選択することで月ごとの暑さ指数 (WBGT) を確認できます。</p>
夜間作業時間帯の確認方法はどのようにするか。	<p>上記のホームページ (気象庁、環境省) より、1時間ごとのデータが確認できますので、夜間作業を行った時間帯の気温等を確認してください。</p>
日最高気温や暑さ指数 (WBGT) は現地測定結果を使用することは可能か。	<p>発注者との協議により可能ですが、発注者へ真夏日率を報告する際に、測定結果が正しいものか確認するため、測定写真、測定結果、測定場所の提出が必要となります。</p>
現地測定器の指定はあるのか	<p>原則、黒球付きWBGT測定器を用います。</p>
現地測定結果を使用する場合の測定場所や測定方法の指定はあるか。	<p>指定はありませんが、主たる作業箇所での測定することを想定しています。</p> <p>作業環境と異なる環境での測定結果や正しくない測定方法などでの結果は認められません。</p> <p>(作業環境と異なる例：測定器に日射が当たらない (屋外)。地面、朝礼台等の上に直接置く。黒球を握る、通気口をふさぐ。屋内用を使用するなど)</p> <p>参考：暑さ指数計の使い方</p> <p><a href="https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php">https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php</a></p>
現地測定結果を使用する場合の測定箇所数の指定はあるか。	<p>指定はありませんが、測定箇所が複数箇所の場合は主たる作業箇所での測定したものを使用してください。</p>

千葉県熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q&A

質問 (Q)	回答 (A)
<p>現地測定結果を使用する場合の測定箇所数が複数の場合、1箇所でも数値を超えれば真夏日として計上してよいか。</p>	<p>主たる作業箇所で測定したものを使用することとなりますが、測定した複数の数値の傾向を把握し、異常値でないことを確認のうえ、計上してください。</p>
<p>一部の期間のみ現地測定結果を使用することは可能か。</p>	<p>発注者との協議により可能ですが、事前に、現地測定結果を使用する期間を決定ください。 (例：○月○日～○月○日、●●工の作業期間など)</p>
<p>真夏日に作業を行ったかの確認方法はどのようにするか。</p>	<p>作業日報や週間、月間工程など受注者から提出される既存資料で、監督職員が作業日、休工日を確認することを想定しています。</p>
<p><b>報告について</b></p>	
<p>発注者への報告はいつ行うのか。</p>	<p>工事完成日（現場作業完了日）後、速やかに報告してください。なお、工期末の20日前を工事完成日としている場合は、工事完成日に提出をお願いします。</p>
<p>受注者から熱中症対策に係わる実施報告は必要か。</p>	<p>本補正に対して行った対策の報告は不要です。</p>
<p>計測結果報告時の提出資料は、何を添付するのか。</p>	<p>特に定めていません。 気象庁等のHPから出力したデータなどを添付するなど受発注者において工夫してください。</p>
<p><b>補正について</b></p>	
<p>本要領による補正を行った場合に、現場環境改善(安全関係)の「避暑(熱中症予防)・防寒対策」の実施内容として取り扱うことは可能か。</p>	<p>取り扱うことはできません。 それぞれ実施内容が異なりますので、適切に使い分けを行ってください。 ○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行 →作業員個人に対する熱中症対策費用 (塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服等)</p>

千葉県熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q&A

質問 (Q)	回答 (A)
	<p>○現場環境改善「避暑（熱中症予防）・防寒対策」  →現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日除けテント、送風機、給水器、製氷機等）</p>
<p>「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」対象工事において、週休2日の取組を達成した場合、現場管理費の補正はどのように行うか。</p>	<p>現場管理费率（施工時期等補正値を加算後）に週休2日の補正係数を乗じてください。  ※積算システム対応済</p>
<p>施工箇所が点在する工事の積算の場合、補正の方法は。</p>	<p>施工箇所ごとの対象期間、真夏日により真夏日率、補正値を算出します。  ※積算システムに親設計書、各子設計書に施工箇所ごとの対象期間及び真夏日を入力します。</p>
<p><b>施行日以前に契約した工事の取扱い</b></p>	
<p>施行日以前に契約している工事の取扱いは。</p>	<p>希望する工事について、施行日以降の対象期間に対する、真夏日率及び対象金額に対して補正することができます。  別紙参照</p>
<p>施行日以降の対象金額とは。</p>	<p>施行日までの出来高を控除した残数量に対して対象金額を算出してください。  別紙参照</p>
<p>施行日以前に契約した工事着手日の考え方は。</p>	<p>施行日以降に着手する工事は現場作業に着手した日とします。施行日までに着手している工事希望する場合は、施行日を基本とします。</p>